

令和8年度北海道水域利用調整区域の指定について

[令和8年6月26日付け告示第311号]

(1) 石狩浜海水浴場水域(石狩市弁天町地先)

- 指定期間：令和8年7月11日から同年8月23日まで(海水浴場開設期間中)
- 指定区域：海水浴場の区域から沖出し50m、左右50m拡大させた区域水域
※ 遊泳区域⇒(沿岸線延長600m、沖出し30m)
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行

(2) おたるドリームビーチ海水浴場水域(小樽市銭函3丁目75番地先)

- 指定期間：令和8年6月26日から令和8年8月31日まで(海水浴場開設期間中)
- 指定区域：海水浴場の区域から沖出し50m、左右20m拡大させた区域水域
※ 遊泳区域⇒(沿岸線延長530.5m、沖出し60m)
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行

(3) 銭函ヨットハーバー水域(小樽市銭函3丁目46番地)

- 指定期間：令和8年6月26日から令和8年8月31日まで
- 指定区域：海岸線延長250m、沖出し左側250m、右側210m
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行

(4) 銭函海水浴場水域(小樽市銭函3丁目)

- 指定期間：令和8年7月4日から令和8年8月24日まで(海水浴場開設期間中)
- 指定区域：海水浴場の区域から沖出し200m、左側50m拡大させた区域水域
※ 遊泳区域⇒(沿岸線延長430m、沖出し30m)
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行

(5) 蘭島水域(小樽市蘭島1丁目)

- 指定期間：令和8年7月7日から令和8年8月24日まで(海水浴場開設期間中)

① 蘭島海水浴場水域

- 指定区域：海水浴場の区域から沖出し30m、
左側漁業施設まで、右側漁業施設まで
※ 遊泳区域⇒(沿岸線延長800m、沖出し70m)

② 水産動植物増殖施設水域

- 指定区域：フゴッペ地区 施設から沖出し100m拡大させた区域水域
シマベリ地区 施設から沖出し100m拡大させた区域水域
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行

(6) 浜中・モイレ海水浴場水域(余市郡余市町浜中町)

- 指定期間：令和8年7月17日から令和8年8月16日まで(海水浴場開設期間中)
- 指定区域：海水浴場予定の区域から沖出し50m、左側150m、右側50m
拡大させた区域水域
※ 遊泳区域⇒(沿岸線延長400m、沖出し50m)
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行

(7) 壮瞥温泉園地水域(壮瞥町字壮瞥温泉62番地)

- 指定期間：令和8年7月1日から令和8年9月30日まで
- 指定区域：湖岸線170m、湖側210m、沖出し左側300m、右側280m
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行

(8) 網走市海岸町海岸水域(網走市海岸町)

- 指定期間：令和8年11月1日から令和8年12月10日まで
- 指定区域：下記のA、B点を結んだ線内であって、2.8km²程度の区域
地点A：帽子岩(網走市北1条東2丁目17番地)の東端の地点
地点B：二ツ岩(網走市二ツ岩5番地地先)の東端の地点
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行